



事務連絡

平成9年1月27日

各都道府県温泉主管課長 殿

広島県収受	
第	号
9. 1. 29	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

環境庁自然保護局施設整備課

タンクローリー等に係る温泉法第12条等の運用について

標記については、先般、各ブロック温泉主管課長会議において説明するとともに、各都道府県から提出された質問に対し口頭で回答したところでありますが、これらの質問に対する当庁の回答を改めて別紙のとおり送付しますので、ご了知の上、標記通知の適正な運用に努めるとともに、貴管下政令市に対する周知方願います。

なお、同一又は類似の質問については、当庁で整理し示しておりますので、申し添えます。

1 タンクローリー又はポリ容器により供給された温泉を旅館又は公衆浴場等で公共の浴用に供しようとする者について

(1) 法第12条の規定に基づく許可の適用等

① 許可の要否について

以下の事例(答)参照)では、誰が法第12条の許可を要するか。

(答)

法第12条の許可を要する者は、最終的に温泉を不特定多数の者の浴用又は飲用に供しようとする者である。すなわち、温泉を特定の者に供しようとする者又は直接温泉を不特定多数の者の浴用又は飲用に供せず、旅館・公衆浴場の管理者等に対し供しようとする者は、同条の許可を要しない。

したがって、以下の事例では、温泉スタンド及びタンクローリー・ポリ容器の管理者は同条の許可を要せず、下線の旅館・公衆浴場の管理者が同条の許可を要する者となる。

温泉スタンド → タンクローリー・ポリ容器 → 旅館・公衆浴場

(注)「温泉スタンド」とは、蛇口を備えた自動給湯施設、源泉、貯湯槽等をいう(以下同じ。)

② 「温泉を公共の浴用に供しようとする場所」及び許可件数について

旅館・公衆浴場の管理者が許可申請書に記載する「温泉を公共の浴用に供しようとする場所」とは如何なる場所であるか。

また、旅館・公衆浴場において近接して浴槽を設置し、利用する場合、一括して許可することができるか。

(答)

施行規則第4条第4号に規定する「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所」は、利用施設である旅館若しくは公衆浴場等における浴槽、温泉スタンド等における蛇口又はこれに類する施設を設置する場所であると解される。

したがって、旅館・公衆浴場で温泉を公共の浴用に供しようとする場合の「温泉を公

共の浴用に供しようとする場所」は、当該旅館・公衆浴場内の浴槽を設置する場所である。

また、法第12条の許可は、原則として、利用施設毎、すなわち、旅館・公衆浴場においては浴槽毎になされるものである。しかしながら、同一源泉から単純温泉を引湯し、同一浴室内その他互いに近接した利用施設において利用する場合等、各利用施設相互間に成分の差異が全く認められないときは、二以上の利用施設を一括して許可しても差し支えない。

なお、利用施設又は使用する源泉を変更する場合は、新たな許可を要するものである。

③ 「温度並びに成分」について

旅館・公衆浴場の管理者が許可申請書に記載する「温泉の温度並びに成分」とは如何なる場所におけるものであるか。

(答)

施行規則第4条第5号に規定する「温泉の温度並びに成分」は、利用施設におけるものを原則とするが、利用場所と湧出口間の温度及び成分に差異がないと認められる場合は、湧出口におけるものであっても差し支えない。

この場合の温度及び成分に差異があるか否かの判断は、成分が変化しやすい温泉があることから、利用される温泉の泉質をはじめ、利用場所と湧出口間の距離、引湯施設、利用施設等を勘案して行う必要がある。

(2) 法第13条の規定に基づく成分等の掲示

④ 成分等の掲示の内容について

旅館・公衆浴場において温泉を供する場合、法第13条に規定する「温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意」及び適応症の掲示の内容はどのようなものとする必要があるか。

(答)

法第13条に規定する「温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意」及び適応症は、法第12条の許可申請書に記載されている成分の分析結果及び「温泉法第13条の運用につ

いて」(昭和57年5月25日付け環境庁自然保護局長通知)に基づく必要があり、これを施設内の見易い場所に掲示しなければならない。

なお、利用施設における成分の分析結果に基づき適応症を掲示する場合は、湧出口における成分の分析結果に基づく適応症を参考として掲示することは妨げない。

2 タンクローリー等により温泉を公共の浴用に供しようとする者について

(1) 法第12条の規定に基づく許可の適用等

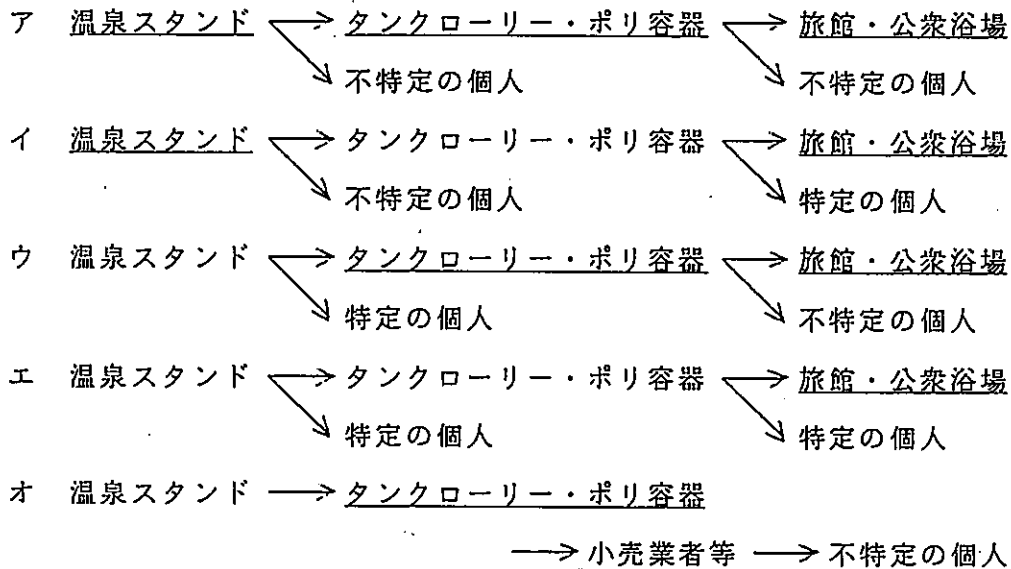
⑤ 許可の要否について

以下の事例(答)参照)では、誰が法第12条の許可を要するか。

(答)

法第12条の許可を要する者は、①と同様である。

したがって、以下の事例では、下線の管理者が同条の許可を要する者となる。



なお、オの小売業者等は、タンクローリー又はポリ容器の管理者が行う温泉の供給を単に仲介しているにすぎないことから、同条の許可を要しない。

⑥ 不特定多数の者の判断について

タンクローリー等による温泉の供給が不特定多数の者に供するものであるか否かの判断はどのように行えばよいか。

また、温泉を一日に限り供給する行為は、法第12条の許可を要するか。

(答)

不特定多数の者に供するとは、供給者が広く一般を温泉の供給先として意図していると認められる供給をいう。

具体的には、供給者に当初の供給先以外に広く温泉を供給する意思がある場合には、不特定多数の者に供するものと認められる。

また、一日に限りタンクローリー等により温泉を供給する行為についても同様に、供給者が広く一般を温泉の供給先として意図していると認められる場合は、不特定多数の者に供する行為に該当する。

⑦ 浴用又は飲用目的の判断について

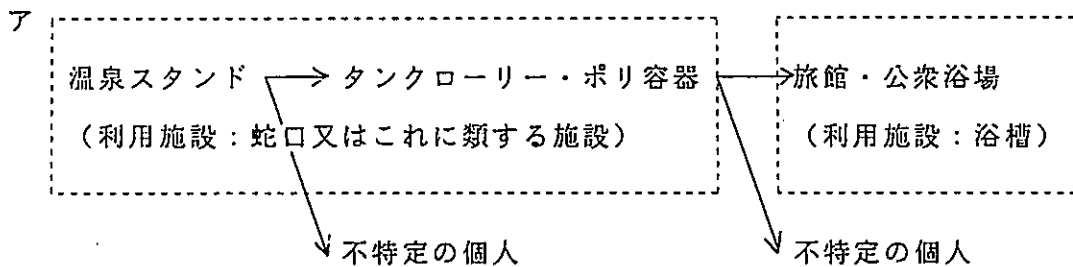
タンクローリー等による温泉の供給が浴用又は飲用を目的とするものであるか否かの判断はどのように行えばよいか。

(答)

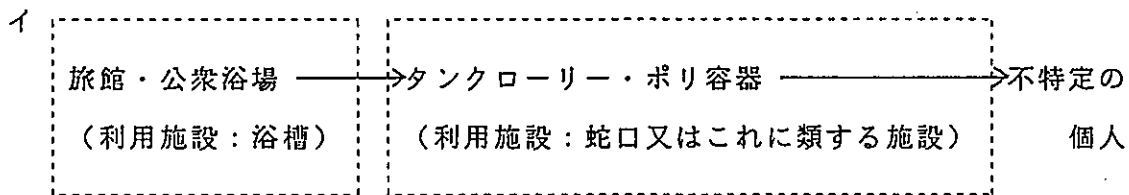
タンクローリー等による温泉の供給が浴用又は飲用を目的とするものであるか否かは、これらの管理者の意図、温泉の供給に当たって表示される使用目的等から判断すべきである。

具体的には、温泉の供給に当たり、その使用目的が表示されていない場合は、管理者の意図を確認するとともに、その意図に沿った利用がなされるようにするために、使用目的を表示するよう指導することが適当である。

取扱は、以下のとおりとなる。



- a 温泉スタンドの管理者とタンクローリー・ポリ容器の管理者が同一人の場合は、利用施設が同一の蛇口又はこれに類する施設であることから、一件の許可で足りる。
- b タンクローリー・ポリ容器の管理者と旅館・公衆浴場の管理者が同一人の場合は、利用施設が蛇口又はこれに類する施設と浴槽であり、その種類が異なることから、別々の許可を要する。



旅館・公衆浴場の管理者とタンクローリー・ポリ容器の管理者が同一人の場合は、利用施設が浴槽と蛇口又はこれに類する施設であり、その種類が異なることから、別々の許可を要する。

⑩ 「温度並びに成分」について

タンクローリー・ポリ容器又は温泉スタンドの管理者が許可申請書に記載する「温泉の温度並びに成分」とは如何なる場所におけるものであるか。

(答)

施行規則第4条第5号に規定する「温泉の温度並びに成分」は、③と同様である。

すなわち、タンクローリー等により温泉を供給する場合の「温度並びに成分」は、温泉をタンクローリー又はポリ容器に注入する温泉スタンドの蛇口又はこれに類する施設におけるものを原則とするが、当該場所と湧出口間の温度及び成分に差異がないと認められる場合は、湧出口におけるものであっても差し支えない。

したがって、申請書にはタンクローリー又はポリ容器による温泉の輸送後における

「温度並びに成分」の記載は要しないものと解される。

⑩ 温泉を混ぜて利用に供する場合について

二以上の温泉スタンドにおける温泉を混ぜて利用に供する場合の利用施設は何か。また、許可申請書に記載する「温泉の温度並びに成分」とは如何なる場所におけるものであるか。

(答)

二以上の温泉スタンドにおける温泉を混ぜて利用に供する場合の利用施設は、最終的に温泉をタンクローリー又はポリ容器に注入する蛇口又はこれに類する施設であり、「温泉の温度並びに成分」は、混ぜた後のものであると解される。

⑪ 高濃度の硫化水素を含む温泉について

高濃度の硫化水素を含む温泉の供給は許可しないこととされているが、高濃度とは具体的にどの程度のものであるか。

(答)

法第12条の浴用の許可に当たっては、当面、一回当たりの温泉の供給量中の遊離硫化水素(H_2S)の量(温泉中の遊離硫化水素濃度(mg/L) \times 温泉の供給量(L))が200mgを超える場合は、高濃度の硫化水素を含む温泉に該当するものとして扱うこととする。ただし、高濃度の硫化水素を含む温泉に該当する場合であっても、温泉を空気に触れさせ、若しくは水に希釈して供給し、又は温泉の供給量を制限する等の附款を附して許可することは差し支えないと解される。

なお、温泉スタンドによる温泉の供給について、温泉の供給量を制限する附款を附して許可する場合は、温泉スタンドの管理者に対して施設内の見易い場所に供給の許容量を掲示するよう努めさせることが適当である。

(注) 先般の温泉主管課長会議において示した「温泉中の硫化水素濃度から浴室内の空气中の硫化水素濃度への換算例」(以下「換算例」という。)では、温泉の供給量、硫化水素濃度及び液性から硫化水素揮散量を求めています。換算例での硫化水素とは、総硫化水素、すなわち遊離硫化水素、硫化水素イオン(HS^-)及び硫化物イ

オン（ S^{2-} ）を合わせたものを、硫化水素揮散量とは、遊離硫化水素の量を指しており、遊離硫化水素の濃度は、温泉分析書により把握できます。したがって、温泉の供給量及び温泉分析書により判断することが可能であると判明したため、換算例で示した計算を行う必要はなくなりました。

なお、温泉の供給量中の遊離硫化水素の量 200 mg の数値根拠については、「温泉利用基準」中の第一の 2 の「（1）換気構造」で示している浴室床面から上位 70 cm の位置の濃度基準である 10 ppm を超えないと考えられる値を参考として求めたものであり、当分の間は本数値を参考に運用願います。

（2）法第 13 条の規定に基づく成分等の掲示

③ 成分等の掲示の内容及び方法について

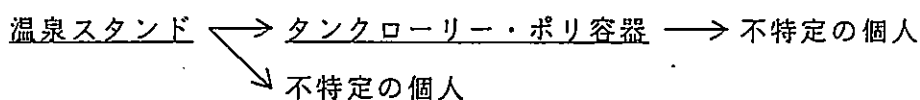
タンクローリー等により温泉を供給する場合、法第 13 条に規定する「温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意」及び適応症の掲示の内容はどのようなものとする必要があるか。また、これらの掲示はどのような方法により行うのか。

（答）

法第 13 条に規定する「温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意」の内容は、④と同様であり、温泉スタンドで温泉を供給する等、利用施設において直接温泉を不特定多数の者に供給する場合は、これを施設内の見易い場所に掲示しなければならない。一方、利用者に温泉を輸送する等、利用施設以外の場所において温泉を不特定多数の者に供給する場合は、これを利用者に伝達するよう努めさせることとしているが、伝達の方法としては、チラシを配布し、又はラベルを貼付する等が考えられる。

適応症についても、④と同様のものを施設内の見易い場所に掲示させる必要があるが、タンクローリー又はポリ容器により温泉を供給するに当たり、注入された温泉の効能効果を直接的に標榜する場合は、当該温泉は医薬品等に該当し、薬事法に基づく承認等が必要とされる。

参考として、掲示又は伝達の内容及び方法の具体的事例を以下に示す。



（注）法第 12 条の許可を要する者は、下線の管理者である。

ア 温泉スタンドの管理者について

- a 施設内の見易い場所に掲示する。
- b 掲示内容は、許可申請書に記載されている成分の分析結果及び「温泉法第13条の運用について」に基づくものとする。

(許可申請書に記載する「温度並びに成分」は、利用施設である温泉スタンドの蛇口又はこれに類する施設におけるものを原則。)

イ タンクローリー・ポリ容器の管理者について

- a チラシ又はラベル等により利用者に伝達する。
- b 伝達内容は、アのbと同様。

⑭ 温泉の特性の掲示又は伝達について

成分が変化しやすい温泉、金属に対して腐食作用を有する温泉とはどのような温泉か。また、それらの特性としてどのような内容を掲示又は伝達するのか。

(答)

成分が変化しやすい温泉とは、硫黄泉、二酸化炭素泉、放射能泉及び鉄泉を、金属に対して腐食作用を有する温泉とは、硫黄泉、二酸化炭素泉、強塩泉及び酸性泉をいう。

これらの温泉を供給する場合は、その特性として成分が変化しやすいこと又は腐食作用を有することを掲示又は伝達するよう努めさせることが適当である。

⑮ 浴用目的の施設における飲用防止について

浴用目的で法第12条の許可を受けた施設において飲用利用されないようにするために、どのような指導を行うべきか。

(答)

法第12条の浴用の許可を得た利用施設において、供給される温泉が飲用されるおそれがあると認められる場合は、当該温泉は浴用目的の利用についてのみ許可を受けていること(飲用目的の許可を受けていないこと)を掲示又は伝達するよう努めさせることが適当である。

(3) その他

⑩ タンクローリー等の衛生管理の内容について

タンクローリー等による温泉の供給に当たっての衛生管理とは具体的にどのようなものか。

(答)

タンクローリー等による温泉の供給に当たっての衛生管理としては、タンクローリー等の定期的な清掃を行うとともに、タンクローリー及びポリ容器については温泉用として専用のものを用い、温泉スタンドについては完全な水密性を保持するよう管理する等が考えられるが、その具体的内容については、今後検討することを予定している。

3 タンクローリー等により温泉を公共の飲用に供しようとする者について

(1) 法第12条の規定に基づく許可の適用等

⑪ 許可の要否について

以下の事例（(答)参照）では、誰が法第12条の許可を要するか。

(答)

法第12条の許可を要する者は、①と同様である。

したがって、以下の事例では、下線の管理者が同条の許可を要する者となる。

ア 飲泉場・温泉スタンド → タンクローリー・ポリ容器 → 不特定の個人
→ 不特定の個人

イ 飲泉場・温泉スタンド → タンクローリー・ポリ容器 → 特定の個人
→ 不特定の個人

ウ 飲泉場・温泉スタンド → タンクローリー・ポリ容器 → 不特定の個人
→ 特定の個人

エ 飲泉場・温泉スタンド → タンクローリー・ポリ容器 → 特定の個人
→ 特定の個人

オ 飲泉場・温泉スタンド → タンクローリー・ポリ容器
→ 小売業者等 → 不特定の個人

なお、オの小売業者等は、⑤と同様に同条の許可を要しない。

⑩ 不特定多数の者の判断等について

タンクローリー等による温泉の供給が不特定多数の者に供するものであるか否か及び浴用又は飲用を目的とするものであるか否かの判断はどのように行えばよいか。

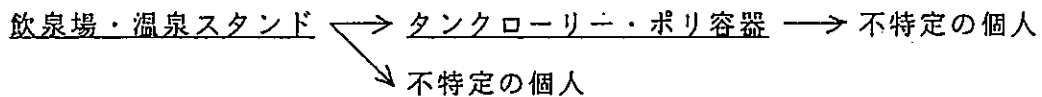
また、「温泉を公共の飲用に供しようとする場所」とは如何なる場所であり、「温泉の温度並びに成分」とは如何なる場所におけるものであるか。

(答)

⑥、⑦、⑧、⑩及び⑪と同様である。

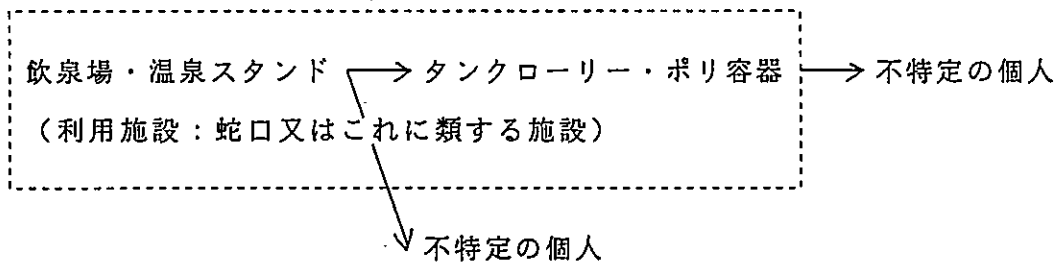
⑨ 温泉を公共の飲用に供する者が同一人の場合について

以下の事例では、温泉を公共の飲用に供する者がそれぞれ異なる場合は、下線の管理者が法第12条の許可を要する者となるが、飲泉場・温泉スタンドの管理者とタンクローリー・ポリ容器の管理者が同一人である場合は、別々に許可を要するか。



(答)

温泉を公共の利用に供する者が同一人の場合の許可の取扱については、⑨と同様であり、問の事例においては、以下のとおりとなる。



温泉スタンドの管理者とタンクローリー・ポリ容器の管理者が同一人の場合、利用施設が同一の蛇口又はこれに類する施設であることから、一件の許可で足りる。

㉑ 温泉を清涼飲料水の原水として使用する場合について

温泉を清涼飲料水の原水として使用する場合、食品衛生法による規制は考慮しなくてよいか。

(答)

タンクローリー又はポリ容器により業として温泉を飲用目的で供給する場合は、食品衛生法の適用を受けるが、法第12条の許可は、温泉の成分が衛生上有害であるか否かを判断するものであり、その具体的基準として「温泉利用基準」を策定しているところである。

したがって、食品衛生法の適用如何にかかわらず、この基準に従い同条の許可の判断を行う必要があると解される。

(2) 法第13条の規定に基づく成分等の揭示

㉒ 成分等の揭示の内容及び方法等について

タンクローリー等により温泉を供給する場合、法第13条に規定する「温泉の成分、禁忌症及び飲用上の注意」及び適応症の揭示の内容及び方法はどのようなものか。

また、成分が変化しやすい温泉とはどのような温泉で、その特性としてどのような内容を揭示又は伝達するのか。

(答)

㉑及び㉒と同様である。

(3) その他

㉓ タンクローリー等の衛生管理の内容について

タンクローリー等による温泉の供給に当たっての衛生管理とは具体的にどのようなものか。

(答)

㉓と同様である。